

第 1 章 病院事業

第 1 節 通則

つがる西北五広域連合病院事業の設置等に関する条例

平成 22 年 3 月 29 日
 条 例 第 4 号
 改正 平成 23 年 3 月 28 日
 条 例 第 2 号
 改正 平成 23 年 8 月 31 日
 条 例 第 10 号
 改正 平成 23 年 11 月 29 日
 条 例 第 6 号
 改正 平成 24 年 3 月 27 日
 条 例 第 1 号
 改正 平成 24 年 9 月 3 日
 条 例 第 18 号

（病院事業の設置）

第 1 条 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条第 1 項の規定により、国民健康保険被保険者の療養の給付及び圏域住民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

（平成 23 条例 6 ・ 一部改正）

2 前項の規定により設置する病院、診療所は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称
中核病院：つがる総合病院
サテライト病院（五所川原市）
サテライト病院（鰺ヶ沢町）
サテライト診療所（つがる市）
サテライト診療所（鶴田町）

（平成 23 条例 2 ・ 一部改正）

3 前項に規定するつがる総合病院の開院前日までの間、前項の規定により設置する病院、診療所に加えて、次の表に掲げる病院、診療所を設置する。

名 称	位 置
つがる西北五広域連合 西北中央病院	五所川原市字布屋町 4 1 番地
つがる西北五広域連合 かなぎ病院	五所川原市金木町菅原 1 3 番 1
つがる西北五広域連合 鰺ヶ沢病院	鰺ヶ沢町大字舞戸字蒲生 1 0 6 番地 1 0

つがる西北五広域連合 つがる成人病センター	つがる市木造末広 4 3 番地 3
つがる西北五広域連合 鶴田診療所	鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾 3 4 番地

(平成 23 条例 6・平成 24 条例 1・平成 24 条例 18・一部改正)

(経営の基本)

第 2 条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 前条第 3 項に規定する病院、診療所の診療科目及び病床数は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称	診療科目	病床数
つがる西北五広域連合 西北中央病院	第一内科、第二内科、第三内科、外科、麻酔科、整形外科、脳神経外科、形成外科、神経内科、精神科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、リウマチ科、健康管理科	一般病床 352 床 精神病床 60 床
つがる西北五広域連合 かなぎ病院	内科、外科、小児科、眼科、整形外科、皮膚科、婦人科、放射線科	一般病床 100 床 療養病床 20 床
つがる西北五広域連合 鱒ヶ沢病院	内科、外科、小児科、整形外科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科	一般病床 100 床
つがる西北五広域連合 つがる成人病センター	内科、外科、放射線科	一般病床 52 床
つがる西北五広域連合 鶴田診療所	内科、外科、小児科、整形外科、眼科	無床

(平成 23 条例 6・平成 24 条例 1・平成 24 条例 18・一部改正)

(組織)

第 3 条 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第 14 条の規定に基づき、病院事業の管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、病院運営局を置く。

(平成 23 条例 6・平成 24 条例 1・一部改正)

(重要な資産の取得及び処分)

第 4 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が 2,000 万円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 5 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条

の２第８項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が５０万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第６条 病院事業の業務に関し、法第４０条第２項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が２，０００万円以上のもの及び法律上広域連合の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が１５０万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第７条 管理者は、病院事業に関し、法第４０条の２第１項の規定に基づき、毎事業年度４月１日から９月３０日までの業務の状況を説明する書類を１１月３０日までに、１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を５月３１日までに広域連合長に提出しなければならない。

２ 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、１１月３０日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月３１日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

（１）事業の概況

（２）経理の状況

（３）前２号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため、管理者が必要と認める事項

３ 天災その他やむを得ない事故により、第１項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、管理者は、できるだけすみやかにこれを提出しなければならない。

（運営審議会）

第８条 病院事業の適正かつ円滑な運営を図るため、つがる西北五広域連合病院事業運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

２ 審議会は、委員１５人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

（１）医療及び病院経営に関して学識経験のある者

（２）つがる西北五広域連合議会議員

（３）第１条第３項に掲げる病院の利用者

（４）その他管理者が必要と認めた者

３ 審議会の運営について必要な事項は、管理者が定める。

（平成２４条例１・追加）

（委任）

第９条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成２２年条例第４号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年条例第２号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年条例第１０号）

この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年条例第 6 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 1 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 18 号）

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。